

議案第18号

杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年2月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区文化財保護条例施行規則（昭和57年杉並区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会事務局生涯学習推進課」を「杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(審議会の庶務) 第18条 審議会の庶務は、杉並区教育委員会事務局地域の学び推進課において処理する。</p>	<p>(審議会の庶務) 第18条 審議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習推進課において処理する。</p>